

新潟県介護テクノロジー導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、介護テクノロジー導入を促進することにより、介護従事者の負担軽減及び介護従事者が継続して就労するための環境整備を図るとともに、介護サービスの質の向上を図るため、事業所又は法人（以下「補助事業者」という。）が経営する介護事業所への介護テクノロジー導入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業内容)

第2 この補助金の交付の対象は、次の各号に定める介護テクノロジーを導入する事業とする。

(1) 介護ロボット

ア 対象補助事業者

対象となる補助事業者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (ア) 介護保険法に基づく指定等を受けている事業所、老人福祉法に基づき届け出又は認可を受けた養護老人ホームならびに社会福祉法に基づき届け出又は許可を受けた軽費老人ホームであること。
- (イ) 新潟県内に所在する事業所であること。
- (ウ) 新潟県から補助を受けて介護ロボットを導入した実績がない事業所であること。

イ 対象経費

補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (ア) 次のⅠからⅢの全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。

Ⅰ 目的要件

経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当し、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること（それぞれの定義については、別添を参照されたい。）。

Ⅱ 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

- i センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ii 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成

29年度)、「ロボット介護機器開発・標準化事業」(平成30年度～令和2年度)、「ロボット介護機器開発等推進事業(開発補助)」(令和3年度～令和6年度)、「介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業(開発補助)」(令和7年度～)において採択された介護ロボット(「重点分野9分野16項目の対象機器・システムの開発」に限る。)

Ⅲ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある介護ロボット

(イ) 介護ロボットの補助台数

介護ロボットの補助台数は、次のウ(ア)で掲げる区分に該当する介護ロボットのうち、いずれか1台までとする。

(ウ) 介護ロボットの導入に伴う経費

介護ロボットの導入に必要な備品購入費、当該年度のリース又はレンタルに係る使用料及び賃借料、介護ロボットの初期設定に係る役務費とする。ただし、次に掲げる経費は、交付の対象としないものとする。

- ・介護ロボット等の機器のメンテナンス費用、配送料、保険料
- ・インターネット接続のための通信機器費用又はインターネット回線使用料等の通信費((ウ)に該当するものを除く。)
- ・その他、本事業として適当とは認められない費用

(エ) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費

要綱で定める補助事業で見守り機器を導入する場合、当該見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とする。

- I Wi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など。)
- II 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム(デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。)
- III 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)

ウ 補助額

(ア) 介護ロボットの導入に伴う経費

補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額(千円未満切捨て)と、次の表の

左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

区分	基準額
移乗支援又は入浴支援の場面において使用される介護ロボット	100万円
見守り支援の場面において使用される見守りセンサー付きベッド (センサーが内蔵されているものを含む)	10万円
上記以外	30万円

(イ) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費

次に掲げる要件Ⅰ・Ⅱをいずれも満たす場合は、補助対象経費の実支出額に4分の3を、それ以外の場合は2分の1を乗じた額(千円未満切捨て)と、基準額200万円とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

Ⅰ 入所・泊まり・居住系サービスの場合は以下ⅰ～ⅲの要件を満たし、それ以外のサービス種別の場合は以下ⅱ～ⅲの要件を満たすこと。

- ⅰ 見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用していること
- ⅱ 従前の介護職員等の人員体制の効率化を行っていること
- ⅲ 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること

Ⅱ 在宅系サービスの場合は以下ⅰの要件を満たし、それ以外のサービス種別に補助する場合は以下ⅱ・ⅲのいずれも要件を満たすこと。

- ⅰ 「ケアプランデータ連携システム」等を利用し、かつデータ連携を行う相手となる事業所が決定していること(※1)。
- ⅱ LIFE標準仕様に準じて介護ソフトから出力されたCSVファイルを、LIFEのCSV取込機能によりLIFEにデータを提供している又は提供を予定していること(※2)。
- ⅲ 文書量半減を実現させる導入計画となっていること(※3)

※1 「ケアプランデータ連携システム」等を利用し、かつデータ連携を行う相手となる事業所が決定していること(業務改善計画により具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法等を確認すること)。なお、ここでいう「データ連携」は、公益社団法人国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」等のデータ連携サービスを利用し、異なる介護ソフトベンダーのユーザー間で居宅サービス計画書やサービス利用票のデータ連携を行う場合を想定している。

※2 LIFE標準仕様に準じて介護ソフトから出力されたCSVファイルを、LIFEのCSV取込機能によりLIFEにデータを提供している又は提供を予定していること(業務改善計画によりLIFEの利用申請を行っていることを確認すること)。なお、LIFEへの登録については、データ入力に係る負担を軽減する観点から、

LIFEの CSV取込機能を活用すること)。

- ※3 文書量半減を実現させる導入計画となっていること（業務改善計画により、半減させる文書の種類や具体的な枚数等が明示されていることを確認すること。文書の種類や効果検証の方法等については、「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver. 2」を参考にされたい）。

(2) ICT等

ア 対象補助事業者

対象となる補助事業者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (ア) 新潟県内に所在する介護保険法に基づく指定等を受けた事業所（以下「介護事業所」という。）を経営している法人、老人福祉法に基づき届け出又は認可を受けた養護老人ホームならびに社会福祉法に基づき届け出又は許可を受けた軽費老人ホームを経営している法人であること。
- (イ) 法人が経営する全ての介護事業所（養護老人ホーム、軽費老人ホームを含む。）が科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE（ライフ）、以下「LIFE」という。）に登録していないこと。

イ 対象経費

- (ア) 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。なお、本事業の補助対象となる ICT 機器等は、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であるが、本事業で補助したタブレット端末等に、事業所において独自開発した介護ソフトについて、動作の安定性やサポート体制を確認した上で、インストールして使用しても差し支えない。ただし、本事業の補助を事業所が独自開発する介護ソフト等の開発に充てることは認められない。また、以下の補助対象経費について、同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めないものとする（補助は1機種限り）。

I 介護ソフト等

「ケアプランデータ連携標準仕様」の対象となる介護サービス事業所については以下の i 及び ii を、それ以外のサービス事業所については i を満たす介護ソフトであること。

また、以下の i を満たした上で、以下の iii の機能を有するソフトウェアについても補助対象とする。

- i 介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないこと。）。

- ii ケアプランデータ連携標準仕様の連携対象となる介護サービス事業所の場合、最新版のケアプラン連携標準仕様に準拠し、サービス類型に応じて①、②の両方のCSV ファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。なお、「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。

①居宅サービス計画書

○：必要 -：不要

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
A 利用者補足情報	○	-	-	○
B-1 居宅サービス計画 1 表	○	-	-	○
B-2 居宅サービス計画 1 表_削除 (任意)				
C 居宅サービス計画 2 表	○	-	-	○

- ・取込機能は、居宅サービス事業所が作成する個別援助計画、福祉用具サービス計画書等の文書に自動反映されることを想定している。

②サービス利用票 (提供票)

○：必要 -：不要

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
D 利用者補足情報	○	-	-	○
E 第 6 表 (サービス利用票) 予定	○	-	-	○
F 第 6 表 (サービス利用票) 予定削除				
G 第 6 表実績情報	-	○	○	-
H 第 6 表実績情報削除				
I 第 7 表 (サービス利用表別表)	○	-	-	○

- ・取込機能は、居宅サービス事業所が管理するサービス提供予定情報、居宅介護支援事業所が作成するサービス利用票 (提供票) の実績情報が自動反映されることを想定している。

- iii 以下のいずれかを対象とする。

- ① 「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア
- ② 「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア
- ③ 厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェア

※ 介護ソフトを新たに導入する際の費用に加え、既に使用している介護ソフトの次に要する費用についても対象経費として差し支えない。

- ・上記 i、ii 又は iii の補助要件を満たすための改修

- ・ 令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間における CSV 連携の標準仕様について（その3）」（以下「LIFE 標準仕様」という。）に対応するための改修

※ タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負荷軽減の機能が実装されている介護ソフトを推奨する。

II タブレット情報端末

タブレット情報端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど、効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど ICT 技術を活用したものであること。

ただし、持ち運びを前提にせず事業所に置くパソコンやプリンター等の端末は対象外とする。

なお、タブレット情報端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。

また、対象となるタブレット情報端末について、1台あたりの補助額は10万円以内とする。

III 通信環境機器等

上記 I 又は II を利用するにあたり必要な Wi-Fi ルーター等、Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器であること。

なお、機器の購入・設置のための費用を対象とし、通信費は対象外とする。

IV 保守経費等

クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT 導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費など。

V その他

業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などのバックオフィス業務の効率化を図るソフトウェアの導入や、電子上での契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシステム、AI を活用したケアプラン原案の作成支援ソフトに係る経費（毎月支払う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とする）。

なお、当該年度の補助を含め、一貫通貫本事業の活用の有無を問わず、転記等の業務が発生しないことの環境が実現できている場合に限り補助対象とする。

(イ) 補助金により ICT を導入することができる介護事業所数は、補助事業者が経営するいずれか1介護事業所とする。

ウ 補助額

補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額（千円未満切捨て）と、基準額30万円を比較して少ない方の額を補助額とする。

なお、補助額は、毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費も対象とするが、当該年度中に係る経費（当該年度の3月末までに係る経費）のみが対象となる。

また、本補助金やほかの補助金等により過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象とならない。

（交付基準等）

第3 この補助金は、補助事業者が介護テクノロジーを導入（購入又はリース・レンタル）する事業（以下「補助事業」という。）を交付対象とする。

また、補助事業者については、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者。
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者。
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

（交付の条件）

第4 第2（1）又は（2）を実施する場合、次に掲げる（1）～（19）を満たすことを補助要件とする。

- (1) 補助対象経費の20%に相当する金額を超える変更をする場合には、知事の変更交付決定を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業の完了により相当な利益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (5) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (8) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (10) 他の補助金を受けて導入する機器については、本事業における補助の対象とはならないこと。
- (11) 補助事業の着手は、補助金交付決定後に行うものとする。
- (12) 本事業による導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること（第14及び第15で定める報告により確認する）。
- (13) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」（※）の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

※ SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

- ・「SECURITY ACTION」の概要説明

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>）

- ・「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>）

- (14) 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、第14に基づき、業務改善計画を作成すること。
 - ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン
（掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>）

- ・介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き
- ・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>)

- ・介護ロボットのパッケージ導入モデル

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001491486.pdf>)

- ・介護現場で活用されるテクノロジー便覧

(掲載先：https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r03_add16_02jigyohokokusho.pdf)

- (15) 補助を受けた事業所は、「科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence ; LIFE (ライフ)。以下「LIFE」という。) による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。

- (16) 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること (厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある)。

- (17) 以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 (名称は問わない。) を設置すること。
(参考) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf>)

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

- (18) 以下サービスについては、令和7年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導 (ケアプランデータ連携を行う計画となっている場合に限る)、短期入所生活介護、短期入所療養介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護 (短期利用)、地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用)、認知症対応型共同生活介護 (短期利用)、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介

護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）、介護予防支援、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）

- (19) 以下の研修のいずれかを受講すること。なお、いずれも補助事業を活用する年度に受講することとし、県からの交付決定後に受講する研修については、実績報告以降に報告すること（具体的な提出書類や方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。）。

I 「新潟県介護職場 DX・業務改善サポートセンター」が実施する研修

II 厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに 2025 年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口が実施する研修

（交付申請書）

第 5 規則第 3 条第 1 項の規定による申請書は、別記第 1 号様式のとおりとし、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（変更交付申請）

第 6 第 4 の（1）の規定により知事の変更交付決定を受けようとする場合には、別記第 2 号様式による変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第 7 第 4 の（2）の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 3 号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の 15 日前までに知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第 8 第 4 の（3）の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完

了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して30日以内とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(実績報告)

第10 規則第12条の規定による実績報告は、別記第4号様式により事業完了の日から起算して30日以内（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、別記第5号様式により当該承認通知を受領した日から30日以内）又は補助金の交付のあった年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに知事に報告しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(補助金の交付方法)

第11 補助金の交付は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に行うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告)

第12 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、補助金返還相当額がない場合も別記第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(取得財産の処分の制限)

第13 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が1件30万円以上（地方公共団体の場合は50万円以上）のものとする。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に

関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数とする。

（業務改善計画の作成）

第14 補助事業者は、業務改善計画を作成するものとし、交付申請時に新潟県知事に当該計画を提出する。併せて、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に、当該計画を提出する。具体的な計画内容や提出方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則、厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口や「新潟県介護職場DX・業務改善サポートセンター」に相談すること。

（業務改善に係る効果の報告）

第15 補助事業者は、補助を受けた年度の内容を当該年度の翌年度に、新潟県知事に業務改善効果等を報告する。併せて、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に業務改善効果等を報告する。なお、補助を受けた翌年度から3年の間、補助を受けた事業所において当該計画で定めた内容に対する効果を確認するための報告を行うこと。

具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

附則

（施行日）

この交付要綱は、令和6年9月25日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

ただし、令和6年3月31日以前に、新潟県介護DX推進事業介護ロボット導入支援補助金交付要綱及び新潟県介護DX推進事業ICT導入支援補助金交付要綱により交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

（新潟県介護DX推進事業介護ロボット導入支援補助金交付要綱の廃止）

新潟県介護DX推進事業介護ロボット導入支援補助金交付要綱は、廃止する。

（新潟県介護DX推進事業ICT導入支援補助金交付要綱の廃止）

新潟県介護DX推進事業ICT導入支援補助金交付要綱は、廃止する。

附則

（施行日）

この交付要綱は、令和7年9月25日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

ただし、令和7年3月31日以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移乗支援（装着）

介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

（定義）

- ベッド、車いす、便器等の間を、高齢者等にとって負担がなく、安全かつ安心して移乗することを支援する。
- 介助者が装着して用い、移乗介助の際の身体の負担を軽減する。
- 移乗開始から終了まで、介助者が一人で使用することができる。
- 介助者が一人で着脱可能であること。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移乗支援（非装着）

介助者による移乗動作のアシストを行う非装着型の機器

（定義）

- ベッド、車いす、便器等の間を、高齢者等にとって負担がなく、安全かつ安心して移乗することを支援する。
- 移乗開始から終了まで、介助者が一人で使うことができる。
- 要介護者を移乗させる際、介助者の力の全部又は一部のアシストを行うこと。
- 機器据付けのための土台設置工事等の住宅等への据付け工事を伴わない。
- つり下げ式移動用リフトは除く。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移動支援（屋外）

高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

（定義）

- 使用者が一人で用いる手押し車型（歩行車、シルバーカー等）の機器。
- 高齢者等が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。
- 荷物を載せて移動することができる。
- モーター等により、移動をアシストする。（上り坂では推進し、かつ下り坂ではブレーキをかける駆動力がはたらくもの。）
- 4つ以上の車輪を有する。
- 不整地を安定的に移動できる車輪径である。（※砂利道、歩道の段差を通行する際の安定性は、ステージゲート審査での評価対象となる点に留意すること。）
- 通常の状態又は折りたたむことで、普通自動車の車内やトランクに搭載することができる大きさである。
- マニュアルのブレーキがついている。
- 雨天時に屋外に放置しても機能に支障がないよう、防水対策がなされている。
- 介助者が持ち上げられる重量（30kg以下）である。



重点分野のイメージ

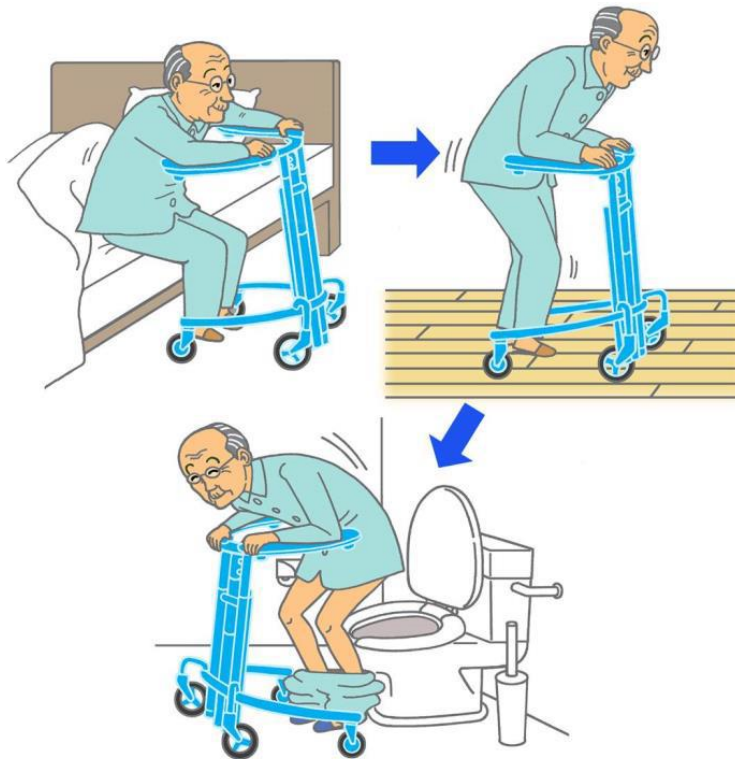
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移動支援（屋内）

高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

（定義）

- 一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。
- 使用者が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。
- 食堂や居間での椅子からの立ち上がりやベッドからの立ち上がりを主に想定し、使用者が椅座位・端座位から立ち上がる動作を支援することができる。
- 従来の歩行補助具等を併用してもよい。
- 標準的な家庭のトイレの中でも、特別な操作を必要とせずに使用でき、トイレ中での一連の動作（便座への立ち座り、ズボンの上げ下げ、清拭、トイレ内での方向転換）の際の転倒を防ぐため、姿勢の安定化が可能であれば、加点评価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移動支援（装着）

高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器

（定義）

- 使用者が一人で用いる装着型の機器。
- 自立歩行できる使用者の転倒に繋がるような動作等を検知し、使用者に通知して、転倒を予防することができる。または、自立して起居できる使用者の立ち座りや歩行を支援できる。
- 歩行補助具等を併用してもよい。



重点分野のイメージ

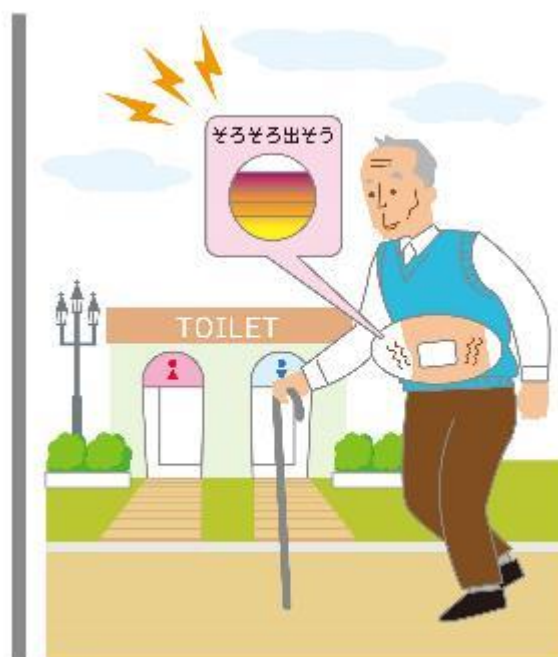
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

排泄支援（排泄予測・検知）

排泄を予測又は検知し、排泄タイミングの把握やトイレへの誘導を支援する機器

（定義）

- 排尿又は排便に関する高齢者等の生体情報や温度・湿度等環境変化等に基づき、排泄前の予測又は排泄後の検知ができる。なお、排泄前の予測についてはトイレでの自立排泄を促すことやオムツの使用を最適化することを目的とする。
- 予測又は検知結果に基づき、的確なタイミングで高齢者等のトイレ誘導や介助者による排泄介助ができる。
- 高齢者等が装着する場合には、容易に着脱可能であり、皮膚が脆弱な方などに配慮したものであること。
- 排尿と排便を区別して、排泄前の予測又は排泄後の検知ができることができれば、加点評価する。
- 機能の拡張又は他の機器・ソフトウェア、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と広く連携でき（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）、データ利活用が可能であれば加点評価する。
- 外出等の活動向上につながる場合は、加点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

排泄支援（排泄物処理）

排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ

（定義）

- 使用者が、居室で用いる便器。排泄物のおいが室内に広がらないよう、排泄物を室外へ流す、又は、容器や袋に密閉して隔離する。
- 室内での設置位置を調整可能であること。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

排泄支援（動作支援）

ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

(定義)

- 使用者が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。
- トイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援することができる。
- トイレ内での方向転換、便座への立ち座り、清拭の支援が可能であれば、加点評価する。
- トイレ内での使用者の姿勢や排泄の終了などを検知して介助者に伝えることが可能であれば、加点評価する。
- 標準的な家庭のトイレ内で使用可能であれば、加点評価する



重点分野のイメージ

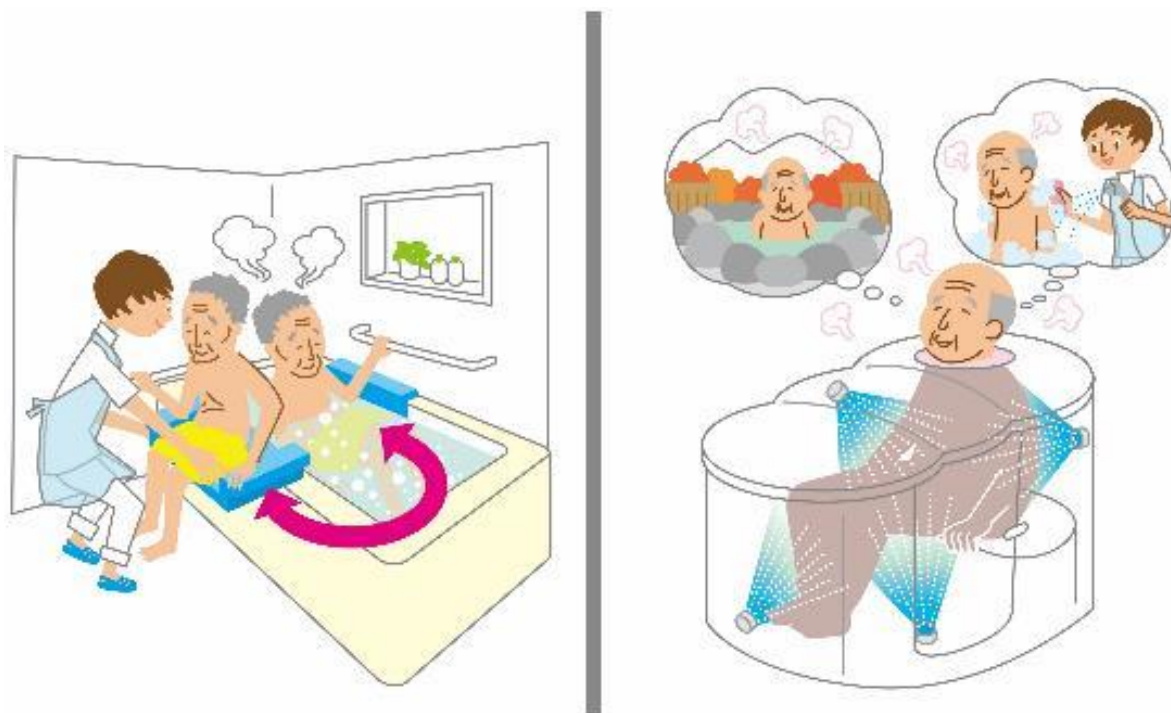
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

入浴支援

入浴におけるケアや動作を支援する機器

(定義)

- 高齢者等の清潔を保つことを目的とした入浴ケアや、浴槽への出入り動作を支援できる。
- 高齢者等が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション（見守り（施設））

介護施設において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム

（定義）

- 各種センサー等や外部通信機能を備え、高齢者等の尊厳を保持しながら、介護従事者等の業務の自動化等を支援することにより複数の高齢者等を同時に見守ることが可能。
- 施設内各所にいる介護従事者等へ同時に情報共有することが可能。
- 高齢者等の状態や状態の変化等を検知し、介護従事者等への通知や高齢者等本人へお知らせする等の機能のほか、情報・データの蓄積ができる。
- 高齢者等の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェア、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と広く連携でき（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）、データ利活用が可能である。
- 高齢者等が自発的に助けを求める行動（ボタンを押す、声を出す等）から得る情報だけに依存しない。
- 昼夜問わず使用できる。



重点分野のイメージ

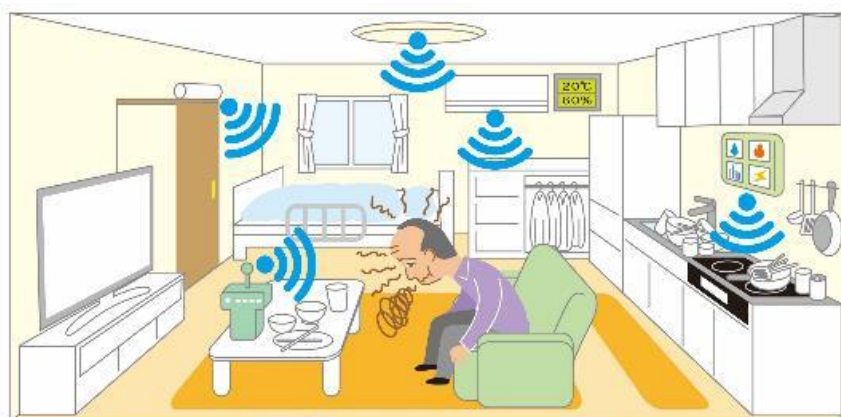
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション（見守り（在宅））

在宅において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム

（定義）

- 各種センサー等や外部通信機能を備え、在宅において、高齢者等の尊厳を保持しながら、介護従事者等の業務の自動化等を支援することにより見守ることが可能。
- 高齢者等の状態や状態の変化等を検知し、家族や介護従事者等への通知や高齢者等本人へお知らせする等の機能のほか、情報・データの蓄積ができる。
- 高齢者等の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェア、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト等と広く連携できる。
- 高齢者等が自発的に助けを求める行動（ボタンを押す、声を出す等）から得る情報だけに依存しない。
- 高齢者等が端末を持ち歩く又は身に付けることを必須としない。
- 複数の部屋を同時に見守ることが可能であれば、加点評価する。
- 浴室での見守りが可能であれば、加点評価する。
- 暗所でも使用することができれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護支援専門員や地域包括支援センターも含む多職種に共有され、個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援することが可能であれば、加点評価する。
- 災害時の安否等を検知し、家族等へ通知する機能があれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション（コミュニケーション）

高齢者等のコミュニケーションを支援する機器

（定義）

- 高齢者等の日常生活全般が支援対象となる。
- 双方向の情報伝達によって高齢者等のコミュニケーションを活性化し、自立支援・社会参加を促進するなど日常生活の維持・向上、活動の向上を支援する機器・システムとする。
- 高齢者等の言語や顔、存在等を認識し、得られた情報を元に判断して、高齢者等・家族・介護従事者等に高齢者等のプライバシーに配慮した情報伝達・共有ができる。
- 機器により得られた情報・データに基づき、介護従事者等の介護サービス提供の根拠・判断等を支援する機能を有していれば、加点評価する。
- 機器により得られた情報・データを、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等に連携（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）する機能を有していれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護支援専門員や地域包括支援センターも含む多職種に共有され、個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援することが可能であれば、加点評価する



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

介護業務支援

介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務に活用することを可能とする機器・システム

(定義)

- 介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務（リスク予測・検知、ケア推奨や各種ケア計画作成、職員教育・研修、記録・職員間コミュニケーション、サービス提供等）に活用することを可能とし、業務改善により介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られる機器・システムとする。
- 介護サービスの内容を共有することが可能であれば、加点評価する。
- 共有した情報を利用して、ロボット介護機器や関連するシステムが適切な動作を行うことが可能であれば、加点評価する。
- 共有した情報を、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と連携可能（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）であれば、加点評価する。
- 連結対象のロボット介護機器の端末を一つに集約することが可能であれば、加点評価する。
- 自動化により介護従事者等の業務を支援して高齢者等への介護サービス提供に関わる業務の質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られることを可能とする機器であれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

機能訓練支援

介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器・システム

（定義）

- 高齢者等の生活機能の維持・向上を行い、要介護度の維持・改善のために、介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における業務を支援する機器・システムとする。
- 訓練におけるアセスメント・計画作成・訓練実施の一連の業務の一部、もしくは全体を支援することにより介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られる機器・システムとする。
- 収集された情報は、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と連携可能（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）であれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護職や家族に共有され、訓練の実施状況や効果がフィードバックされるものであれば、加点評価する。
- 収集された情報が、医療職（リハビリテーション専門職や医師等）に共有され、効果的な訓練の実施が期待されるものであれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

食事・栄養管理支援

高齢者等の食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器・システム

(定義)

- 誤嚥を検知する機器・システムまたは栄養管理を支援する機器・システムとする。それらは以下の機能を持ち、介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られるものとする。
 - ✓ 誤嚥を検知する機器・システムは、高齢者等の誤嚥発生や誤嚥リスクを検知し、通知により介護従事者等の支援を行い、かつ、情報・データの蓄積ができるものとする。
 - ✓ 栄養管理を支援する機器・システムは、高齢者等の食事摂取内容等を把握し、情報・データの蓄積ができるものであり、かつ高齢者等の特有の課題（低栄養等）を把握するものとする。
- 収集された情報は、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と連携可能（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）であれば、加点評価する。
- 収集された情報が、管理栄養士や介護職員等の多職種に共有され、栄養改善に資する食事の提供や栄養管理業務の効率化が期待されるものであれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

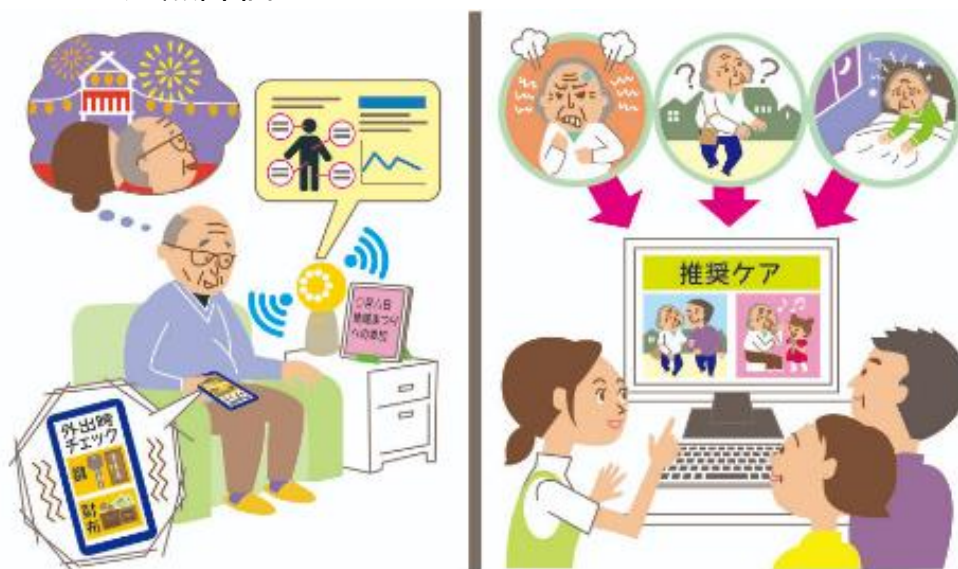
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

認知症生活支援・認知症ケア支援

認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システム

(定義)

- 認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システムとする。それらは以下の機能を持つものとする。
 - ✓ 高齢者等の認知機能の低下による日常生活のしづらさを解消し、高齢者等が操作しやすい工夫や介助者に情報共有される機能を持ち、日常生活の自立性の向上を支援するもの。なお、認知機能が低下した高齢者等の支援に特化したものとする。
 - ✓ 認知機能が低下した高齢者等の認知機能、生活環境、表情等の情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援する機能を持ち、介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られることを支援するものとする。
- 収集された情報は、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）と連携することが可能であれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護支援専門員や地域包括支援センターも含む多職種に共有され、個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援することが可能であれば、加点評価する。



重点分野のイメージ